

(様式第241号)(第241条関係)

物品減額譲渡決議書

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 決議 </div>	財産管理者	回 議	担当者	起案年月日
				決裁年月日

下記のとおり物品を減額譲渡してよいでしょうか。

記

整理番号	数量	重要物品
大分類	中分類	小分類
品 目		
名 称		
規 格		
型式又は年式		
登録番号又は製造番号		
取得価格		
取得年月日		
供給者住所		
供給者氏名		
備 考		

減額譲渡をする理由	
時価評価額	
相手先住所	
相手先氏名	
備 考	

- (備考) 1 減額譲渡する根拠条例の条項を備考欄に記入すること。
 2 この様式により難しいものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の財務規則様式第90号の規定により作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

会 計 課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成16年3月29日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

長野県公営企業管理規程第1号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号中「支払」を「支払い」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号中「支払」を「支払い」に改め、同号を同項第6号とし、同項に次の2号を加える。

(7) 交際費及び食糧費の支払い

(8) 前各号に掲げるもののほか、物品の購入等で次のいずれかに該当するもの

ア 契約を締結するときに支出負担行為を決議するもので1件10万円以上のもの

イ 単価契約によるもの

ウ 年間契約によるもの

様式第41号中

介護掛金				
長期掛金				
償還金				

を

介護掛金				
長期掛金				
償還金				
診療費				

に改める。

様式第43号から様式第43号の3までを次のように改める。

(様式第43号)(第48条、第49条関係)

旅行命令(依頼) 概算請求票 精算請求 起票日	所属	
	職名	
	氏名	
	電話番号 内線番号	

伝票番号	
元番号	

命令印	決裁回議	企業出納員	
-----	------	-------	--

支払い								
会計区分		会計コード		既支払金額	円	概算金額	円	
仕 訳	金 額		精算金額	円	支払/追給/返納金額	円		
		円	支払方法		支払日			
		円	受領・精算印					
		円						
		円						

用務の内容								
交通費	合計金額 円 ()							
年月日								
発着地・経過地	方法 路線名 列車名	距離	運賃/ 車賃	急行・ 特別 車両	座席	車両登 録番号	運転 ・ 同乗	備 考
~		km	円	円				
~		km	円	円				

宿泊費							合計金額	円
年月日	泊数	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料	食卓料	備 考		
~				円	円			
~				円	円			
計				円	円			

旅行雑費				合計金額	円
年月日	項 目	金 額	内 容		
		円			
		円			

その他				合計金額	円
項 目		金 額	項 目		金 額
		円			円

備考

(注) 領収証等は、専用の用紙にはり付けること。

(備考) 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

(様式第43号の2)(第48条、第49条関係)

旅行依頼 概算請求 票 精算請求 起票日	所属	
	職名	
	氏名	
	電話番号	
	内線番号	

伝票番号	
元番号	

命令印	決裁回議	企業出納員	
-----	------	-------	--

支払い							
会計区分		会計コード		既支払金額	円	概算金額	円
仕 訳		金 額		精算金額	円	支払/追給/返納金額	円
						支払日	

旅行者数:	人	用務の内容	
-------	---	-------	--

住所				概算請求 ・受領	印	精算請求 ・受領	印
旅行者氏名		職務相当(行一)					
旅費額	支払方法:						
既支払金額	円	概算金額	円	精算金額	円	支払/追給/返納金額	円
交通費	合計金額 円 ()						
旅行日		発着地					
		経過地					
発・着	方法 路線名 列車名	距離	運賃/車賃	急行・ 特別車両	座 席	備 考	
~		km	円	円			
~		km	円	円			
宿泊料	合計金額 円						
甲地	泊	円	乙地	泊	円	備考	
日当	合計金額 円						
年月日	日 当 区 分		日 数	日 当	備 考		
~			日	円			
その他	合計金額 円						
	項 目	金 額		項 目	金 額	円	
		円					

備考	
----	--

- (備考) 1 この様式は、国家公務員の例により費用弁償を支給する場合に使用すること。
2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

附 則

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

総務課

長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のとおり制定します。

平成16年3月29日

長野県公営企業管理者 古 林 弘 充

長野県公営企業管理規程第2号

長野県ガス供給条例施行規程の一部を改正する管理規程

長野県ガス供給条例施行規程（昭和46年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 雑則（第27条―第30条）」を「第7章の2 託送供給（第26条の2）」に改める。
第8章 雑則（第27条―第30条）」

第3条の2第1項中「契約（）」の次に「ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定する託送供給に関する契約を除く。」を加える。

第21条中「（昭和29年法律第51号）」を削り、「90パーセント」を「75パーセント」に改め、同条第1号中「契約使用可能量（消費機器が1時間に消費できるガスの最大量）」を「契約最大使用量（契約で定める1時間当たりの最大の使用量）」に改め、同条第2号中「契約使用可能量」を「契約最大使用量」に改め、同条第3号中「又は」を「、3月及び」に、「うち最大のものを」「合計を4で除した量」に改める。

第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 託送供給

（託送供給）

第26条の2 第3条の2及び第2章から前章までの規定は、ガス事業法第2条第12項に規定する託送供給については、適用しない。

2 託送供給に係る料金その他の供給条件は、申込みのあった託送供給の内容に応じ、別に定める。

別表第1の千曲市の項の次に次のように加える。

東御市	海善寺 本海野 県 田中 常田 加沢 滋野（字北山、字東屋惣、字西屋惣、字熊ノ堂、字竹ノ花、字屋惣沢、字日尻、字戌立、字前村下り、字古住、字高石、字東高石、字唐沢、字下原、字石堂、字元清水、字反り、字柳原、字諏訪森、字西反り及び字利根川を除く。） 鞍掛（字中原及び字下原に限る。） 和（字唐沢、字十代、字今井、字次郎淵、字屋敷、字堂裏、字宮西、字若宮、字横堰、字前田、字月夜平、字丸山、字臣村、字王田、字西田、字赤石、字西成沢、字東成沢、字西曾根、字下曾利、字上曾利、字王三田、字王墳、字前原、字成沢、字西原、字下平、字若宮、字上ノ山一、字山根、字大川、字中原、字野行田、字弁天通、字中通、字宮際、字蛇川原、字井高、字曾利田、字沖田、字古賀礼、字諸田、字釜村田、字萩原及び字入田に限る。） 弥津（字前屋敷、字西飼戸田、字御西及び字上ノ屋敷に限る。）
-----	--

別表第1の小県郡東部町の項を削る。

別表第4の1中「及び料金表」の次に「（税抜価格）」を加え、同1の(1)中「契約使用可能量」を「契約最大使用量」に改め、同(1)の備考の1及び2中「又は」を「、3月又は」に改め、同1の(2)を次のように改める。

(2) 料金表

区 分	定額基本料金	流量基本料金単価 （1立方メートル 当たり）	昼間基本料金単価 （1立方メートル 当たり）	夜間基本料金単価 （1立方メートル 当たり）	従量料金単価（1 立方メートル当た り）	
1 種	税込価格	円 115,500	円 366.45	円 2.751	円 1.1235	円 64.4595
	税抜価格	110,000	349	2.62	1.07	61.39
2 種	税込価格	24,150	366.45	2.751	1.1235	73.5945
	税抜価格	23,000	349	2.62	1.07	70.09

（備考） 1種及び2種の区分は、条例第18条の2の規定による申込みの区分によるものとする。

別表第4の1の(3)のイ中「契約使用可能量」を「契約最大使用量」に改め、同(3)のイ中「又は」を「、3月及び」に、「うち最大のものを」「合計を4で除した量」に改め、同(3)のエ中「契約使用可能量」を「契約最大使用量」に改める。

別表第5の1の(2)のイ中「110万立方メートル」を「55万立方メートル」に改め、同(2)のイ中「90パーセント」を「75パーセント」に改める。

附 則

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

ガ ス 課

職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第2号

職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第4号。以下「一般職員改正条例」という。)附則、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第26号。以下「学校職員改正条例」という。)附則及び長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第29号。以下「警察職員改正条例」という。)附則の規定に基づき、給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の級における最高の号俵を超える給料月額等の切替え等)

第2条 一般職員改正条例附則第2項に規定する職員(同項第1号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。)、学校職員改正条例附則第2項に規定する職員及び警察職員改正条例附則第2項に規定する職員の平成16年4月1日(以下「施行日」という。)における給料月額(学校職員改正条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。次項及び第5条において「改正後の学校職員条例」という。)別表第2の備考又は別表第3の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の施行日における給料月額。以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵とその1号俵下位の号俵との差額} \times \\ & \frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における} \\ & \quad \text{(以下「旧給料月額」という。) 最高の号俵の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵とその1号俵下位の号俵との差額}} + \\ & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俵の額} \end{aligned}$$

2 前項の規定により新給料月額を決定された職員に対する施行日以後における最初の一般職員改正条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。第5条において「改正後の一般職員条例」という。)第8条第3項ただし書、改正後の学校職員条例第11条第3項ただし書又は警察職員改正条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。第5条において「改正後の警察職員条例」という。)第8条第3項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

3 前項に規定する旧給料月額を受けていた期間は、次の各号に掲げる職員にあっては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 施行日前において、一般職員改正条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の一般職員条例」という。)第8条の2、学校職員改正条例による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の学校職員条例」という。)第11条の2若しくは警察職員改正条例による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の警察職員条例」という。)第8条の2又は職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成16年長野県人事委員会規則第3号。第5条において「改正規則」という。)による改正前の職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号。以下この項及び第5条において「改正前の給与規則」という。)第12条、第15条から第17条まで、第21条から第24条まで、第29条、第32条若しくは第33条の規定により、旧給料月額に係る改正前の一般職員条例第8条第3項ただし書、改正前の学校職員条例第11条第3項ただし書又は改正前の警察職員条例第8条第3項ただし書の規定による昇給期間(以下この項において「旧給料月額に係る昇給期間」という。)を短縮された職員 切替えがないものとした場合におけるその者の施行日以後の最初の昇給の予定の日から旧給料月額に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日(以下この項において「旧給料月額を受けたとみなす日」という。)から施行日の前日までの期間に相当する期間
- (2) 施行日前において、改正前の給与規則第27条又は第28条の規定により昇給(以下この項において「特別昇給」という。)した職員のうち、改正前の給与規則第30条の規定によりその者の特別昇給後の最初の昇給の時期が施行日以後である職員 旧給料月額を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間(旧給料月額を受けたとみなす日が施行日以後となる場合は、零)
- (3) 切替えがないものとした場合における施行日以後の最初の昇給について、施行日の前日までの間において良好な成績で勤務しなかったことにより、旧給料月額に係る昇給期間を延伸されることとなる職員 切替えがないものとし、かつ、施行日以後良好な成績で勤務したのものとした場合の旧給料月額を受けたとみなす日から施行日の前日までの期間に相当する期間

第3条 一般職員改正条例附則第2項に規定する職員(同項第2号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。)の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
1,056,000	1,045,000
1,189,000	1,177,000
1,322,000	1,309,000
1,345,000	1,328,000

第4条 一般職員改正条例附則第2項に規定する職員(同項第3号に掲げる給料月額を受けていたものに限る。)の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
989,000	978,000
1,098,000	1,086,000
1,207,000	1,194,000
1,316,000	1,302,000
1,345,000	1,328,000

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

第5条 一般職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第3項及び警察職員改正条例附則第3項の規定により人事委員会が定める職員は、施行日前(平成8年4月1日から施行日の前日までの間)に限る。次項において同じ。)において改正前の給与規則第16条、第17条又は第24条の規定の適用を受けた職員で当該適用の日の号俸又は給料月額を決定する計算の過程において職務の級を異にする異動をしたこととなるものとする。

2 一般職員改正条例附則第3項、学校職員改正条例附則第3項及び警察職員改正条例附則第3項の規定により人事委員会が定める必要な調整は、施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間が、施行日前における職務の級を異にする異動がなく、施行日に職務の級を異にする異動をしたものとして改正後の一般職員条例、改正後の学校職員条例又は改正後の警察職員条例及び改正規則による改正後の職員の給与に関する規則の規定を適用した場合に得られる号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間(施行日前に行われた昇格について職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成4年長野県人事委員会規則第3号)附則第6項の規定の適用を受けた職員にあっては、施行日に同項の規定の適用があるものとした場合における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間。以下この項及び次条において「調整後の号俸等」という。)に達しない場合について行うものとし、施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、調整後の号俸等とする。

(施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の実証)

第6条 第2条又は前条の規定により新給料月額又は調整後の号俸等を決定された職員の施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の実証は、施行日の前日における号俸又は給料月額を受けた日以後の期間について行うものとする。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第3号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第41条の5」に改める。

第16条の見出し中「他庁の公務員」を「国等の職員」に改め、同条第1項中「又は他の」を「、他の」に、「の常勤職員等」を「その他人事委員会が別に定める団体の職員」に改める。

第27条第2項第5号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に、「第37条において」を「以下」に改め、同項第8号中「第37条において」を「以下」に改める。

第37条中「復帰」の次に「し、又は復職」を加える。

第39条の次に次の見出し及び2条を加える。

(支給単位期間)

第39条の2 一般職員給与条例第19条第1項第1号に規定する支給単位期間(以下「支給単位期間」という。)とされる同号に規定する人事委員会が定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は第40条第3項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等 1箇月
- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第39条の3 支給単位期間は、一般職員給与条例第21条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

- 2 月の中途において停職処分を受け、休職若しくは派遣を命ぜられ、育児休業の承認を受け、又は大学院修学休業の許可を受けた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後職務に復帰し、又は復職した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。
- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に規定するときから職務に復帰等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第40条の見出しを「(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)」に改め、同条第1項中「一般職員給与条例第19条第1項第1号に規定する人事委員会が定める基準」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に、「最も」を「最も」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改め、同条第2項中「勤務時間条例第4条第2項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合のほか」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間条例第4条第2項に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第40条第3項中「運賃等相当額」の次に「(次項において「運賃等相当額」という。)」を加え、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額
- (3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第40条に次の1項を加える。

- 4 第2項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第40条の3及び第40条の4を次のように改める。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第40条の3 一般職員給与条例第19条第2項に規定する人事委員会が定める基準は、次の各号に掲げる場合について、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用によりこれに相当するものとして任命権者が人事委員会と協議して定める通勤事情の改善が認められることとする。

- (1) 新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である場合
 - (2) 交通事情等に照らして新幹線鉄道等を利用せずに通勤することが困難であると任命権者が人事委員会と協議して定める場合
- (新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第40条の4 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

- 2 第40条第2項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。
- 3 第40条第3項(第3号を除く。)及び第4項の規定は、一般職員給与条例第19条第2項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第40条第3項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項

第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第4項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

第41条第4号中「、他に利用しうる交通機関等の名称及び利用区間等」を削る。

第11章中第41条の次に次の4条を加える。

(通勤手当の支給日等)

第41条の2 通勤手当は、支給単位期間(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第41条の4において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料の支給日(以下この条及び第41条の5において「支給日」という。)に支給する。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 一般職員給与条例第21条第3項に規定する人事委員会が定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項に規定する人事委員会が定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして一般職員給与条例第19条第1項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が一般職員給与条例第19条第1項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第19条第2項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(次条第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が3万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(通勤手当の返納の事由及び額等)

第41条の3 一般職員給与条例第21条の2に規定する人事委員会が定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は一般職員給与条例第18条の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において停職処分を受け、休職若しくは派遣を命ぜられ、育児休業の承認を受け、又は大学院修学休業の許可を受けた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第21条の2に規定する人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(一般職員給与条例第19条第1項第1号に掲げる職員にあつては1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては1箇月当たりの運賃等相当額の合計額)、同項第3号に掲げる職員にあつては1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額をいう。以下この項において同じ。)が5万5,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 前条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第21条の2に規定する人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が3万円以下であつた場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が3万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)につき、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が

生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が3万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 ア イに掲げる場合以外の場合 3万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ 前条第3項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 3万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

4 一般職員給与と条例第21条の2の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合には、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

5 この条において「事由発生月」とは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。

(1) 第1項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)

(2) 第1項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月

(3) 第1項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月

(4) 第1項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(当該通勤しないこととなることについて、その月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤しないこととなる月)

(通勤手当を支給できない場合)

第41条の4 一般職員給与と条例第18条に規定する職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(非常の場合の通勤手当の支給)

第41条の5 職員が第36条に規定する非常の場合の費用に充てるため、通勤手当を請求した場合には、支給日前であつても、請求の日までの通勤手当をその際支給するものとする。

別表第5を次のように改める。

(別表第5)(第8条関係)

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
1 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体若しくは外国政府の職員としての期間	(1) 職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	(2) その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
2 民間経歴の期間	(1) 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	(2) その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
3 正規の在学期間(定められた修業年限)		$\frac{100}{100}$ 以下
4 その他の期間	(1) 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	(2) その他の期間	$\frac{50}{100}$ 以下

別表第9中 「

12号俸	12号俸
------	------

」を「

11号俸	12号俸
------	------

」に、「

11号俸	14号俸
------	------

」を「

10号俸	14号俸
------	------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて停職処分を受け、休職若しくは派遣を命ぜられ、育児休業の承認を受け、又は大学院修学休業の許可を受けている職員が同日以後に職務に復帰し、又は復職した場合における当該職務への復帰又は復職に係るこの規則による改正後の職員の給与に関する規則第39条の3第2項の規定の適用については、同項中「属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」とあるのは、「属する月」とする。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

3 長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(2)中「コまで」を「シまで」に改め、同(2)のケを削り、同(2)のクを同(2)のケとし、同(2)のキを同(2)のクとし、同(2)のカを同(2)のキとし、同(2)のオを同(2)のカとし、同(2)のエを同(2)のオとし、同(2)のウの次に次のように加える。

エ 第16条第1項の規定による人事委員会が別に定める団体のうち、協議を必要とするもの

別表第2の4の(2)のコを次のように改める。

コ 第39条の2第2項の規定による人事委員会の定める事由のうち、協議を必要とするもの

別表第2の4の(2)に次のように加える。

サ 第40条の3の規定による通勤事情の改善の基準

シ 第40条の3第2号の規定による協議して定める場合

人事委員会事務局

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第4号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の「ア中」

5,200円
6,600円

を「イ中」

5,100円
6,500円

に、「8,600円」を「8,500円」に、「8,352円」を「8,298円」に、

「

9,900円
10,300円
11,000円
11,400円
12,000円
13,000円
13,700円
15,600円

」を「

9,800円
10,200円
10,800円
11,300円
11,900円
12,900円
13,600円
15,400円

」に改め、同1の「イ中」

8,100円

を「8,000円」に、「6,084円」を「6,052円」に、「6,282円」を「6,250円」に、

「6,511円」を「6,480円」に、「6,795円」を「6,763円」に、「7,137円」を「7,101円」に、「7,519円」を「7,483円」に、「7,924円」を「7,888円」に、「9,800円」を「9,700円」に、「8,302円」を「8,257円」に、「8,748円」を「8,698円」に、「9,166円」を「9,108円」に、

「9,585円」を「9,517円」に、「11,700円」を「11,500円」に、「11,605円」を「11,479円」に、「

12,600円

」を「

12,400円

」に、「15,800円」を「15,600円」に、「15,498円」を「15,318円」に改め、同1のうち「11,200円」を「11,100円」に、「10,692円」を「10,615円」に、

「11,151円」を「11,061円」に、「14,000円」を「13,800円」に、「13,459円」を「13,311円」に、「

15,600円
16,800円

」を「

15,400円
16,600円

」に

改め、同1の「エ中」

6,200円

を「

6,100円

」に、「8,100円」を「8,000円」に、「7,983円」を「7,947円」に、「9,700円」を「9,600円」に、

円」に、「9,319円」を「9,243円」に、「9,648円」を「9,562円」に、

10,300円
11,300円
12,100円
13,200円

を

10,200円
11,200円
12,000円
13,000円

に改め、同1のオ中「6,876円」を

「6,840円」に、「7,128円」を「7,092円」に、「7,389円」を「7,353円」に、「7,668円」を「7,632円」に、「8,041円」を「8,001円」に、「10,000円」を「9,900円」に、「8,091円」を「8,050円」に、「8,469円」を「8,428円」に、「8,887円」を「8,847円」に、「9,157円」を「9,103円」に、「9,427円」を「9,369円」に、「9,706円」を「9,634円」に、「10,400円」を「10,300円」に、「10,021円」を「9,940円」に、「10,341

円」を「10,251円」に、

10,800円
11,100円
12,500円

を

10,600円
11,000円
12,400円

に改め、同1のカ中「9,500円」を「9,400円」に、「7,272円」を「7,236円」

に、「7,627円」を「7,591円」に、「8,086円」を「8,046円」に、「8,572円」を「8,532円」に、「8,923円」を「8,878円」に、「9,261円」を「9,207円」に、「11,200円」を「11,100円」に、「9,171円」を「9,126円」に、「9,576円」を「9,522円」に、「9,985円」を「9,922円」に、「10,426円」を「10,350円」に、「10,858円」を「10,773円」に、「12,800円」を「12,600円」に、「11,493円」を「11,371円」に、「12,082円」を「11,952円」に、「12,663円」を「12,523円」に、「13,700円」を「13,500円」に、「12,991円、2号棒にあつては13,671円」を「12,852円」

に、「16,400円」を「16,200円」に改め、同1のキ中「9,400円」を「9,300円」に、「6,664円」を「6,633円」に、「6,948円」を

「6,912円」に、「7,272円」を「7,236円」に、「7,627円」を「7,591円」に、「8,037円」を「7,996円」に、「8,487円」を「8,446円」に、「8,793円」を「8,743円」に、「9,103円」を「9,045円」に、「11,800円」を「11,700円」に、「8,640円」を「8,599円」に、「8,959円」を「8,910円」に、「9,283円」を「9,225円」に、「9,630円」を「9,558円」に、「9,994円」を「9,913円」に、「10,498円」を「10,408円」に、

「11,029円」を「10,926円」に、「11,565円」を「11,448円」に、

13,100円
14,200円

を

13,000円
14,100円

に改め、同1のク中「8,500円」を

「8,400円」に、「6,664円」を「6,633円」に、「6,948円」を「6,912円」に、「7,272円」を「7,236円」に、「7,627円」を「7,591円」に、「8,037円、7号棒にあつては8,487円」を「7,996円」に、「11,700円」を「11,600円」に、「7,366円」を「7,330円」に、「7,740円」を「7,704円」に、「8,149円」を「8,109円」に、「8,640円」を「8,599円」に、「8,959円」を「8,910円」に、「9,283円」を「9,225円」に、「9,630円」を「9,558円」に、「9,994円」を「9,913円」に、「10,498円」を「10,408円」に、「11,029円」を「10,926円」に、「11,565円」を「11,448円」

に、「12,600円」を「12,500円」に改め、同1のケ中「7,087円」を「7,051円」に、「7,384円」を「7,348円」に、「7,704円」を

12,600円
13,900円

を

12,500円
13,700円

「7,668円」に、「8,023円」を「7,983円」に、「9,100円」を「9,000円」に、「7,780円」を「7,744円」に、「8,109円」を「8,068円」に、「8,518円」を「8,478円」に、「8,964円」を「8,923円」に、「9,900円」を「9,800円」に、「8,973円」を「8,932円」に、「9,351円」を

「9,297円」に、「9,724円」を「9,661円」に、「10,700円」を「10,600円」に、「10,485円」を「10,395円」に、

11,400円
12,100円
12,400円
12,900円
13,400円
14,100円

を

11,200円	に改め、同1のコ中	5,200円	を	5,100円	に、「8,600円」を「8,500円」に、「8,352円」を「8,298円」に、
11,900円		6,600円		6,500円	
12,300円					
12,800円					
13,200円					
14,000円					

9,900円	を	9,800円	に改める。
10,300円		10,200円	
11,000円		10,800円	
11,400円		11,300円	
12,000円		11,900円	
13,000円		12,900円	
13,700円		13,600円	

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第5号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(同日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第50号）第1条の規定による改正後の給与条例、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第51号）による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第52号）による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例（第5条第2項において「平成14年改正後の給与条例等」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「当該各号に定める日に受けていた」とあるのは、「当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第50号）の施行の日における同条例

第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第51号）の施行の日における同条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年長野県条例第52号）の施行の日における同条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の」とする。

- (2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間にある職員 同項中「当該各号に定める日に受けていた」とあるのは、「当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年長野県条例第4号）の施行の日における同条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年長野県条例第26号）の施行の日における同条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成16年長野県条例第29号）の施行の日における同条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の」とする。

第5条第2項中「日」を「日。次項において同じ。」に改め、「(当該異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後の給与条例等の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同

条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 給与条例第27条の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年長野県条例第50号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年長野県条例第51号)の施行の日における同条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年長野県条例第52号)の施行の日における同条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 給与条例第27条の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間にある職員前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第4号)の施行の日における同条例による改正後の給与条例の規定によるものとした場合、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第26号)の施行の日における同条例による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成16年長野県条例第29号)の施行の日における同条例による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の」とする。

第6条第1項第2号中「若しくは他の地方公共団体の職員」を「、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員(次号において「国等の職員」という。)」に改め、同項第3号中「国若しくは他の地方公共団体」を「国等」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県人事委員会委員長職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改め、同項第3号中「特定独立行政法人、公庫、公団、地方公

社等で」を削り、「の指定するもの」を「が別に定める団体」に改める。

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号のキ中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改める。

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は職員給与規則第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体」に、「同項」を「第2条第2項」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第4条 住居手当に関する規則(昭和49年長野県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体」に改める。

第7条第3号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第5条 単身赴任手当に関する規則(平成2年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条関係)

階級等別 区分	警 察 官						事務吏員、 技術吏員及 びその他の 職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	小 計		
長野県警察本部	人 66	人 111	人 286	人 212	人 165	人 840	人 261	人 1,101
長野県警察学校	2	3	8			13	8	21
警 察 署	48	130	642	755	731	2,306	180	2,486
初 任 科 生					100	100		100
合 計	116	244	936	967	996	3,259	449	3,708

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

警 務 課